

## 第5章 第2期事業計画の課題

### 1 第2期事業計画（前半）における成果

「第3章 第2期事業計画 あいち森と緑づくり事業の実施状況」でまとめたとおり、第2期事業計画の3年間では、主に次のような成果をあげました。

公益的機能の発揮と環境保全につながる森林整備が進み、里山林の整備や都市の緑づくりにおいても、地域に身近な活動が展開されています。

- 人工林整備（間伐）：3,612ha 間伐 → 防災・減災対策を重点的に実施、森林が健全化
- 人工林整備（次世代森林育成）：29ha 植栽 → 人工林の若返りと花粉症対策に貢献
- 里山林整備：11箇所実施 → 地域の方々やNPOによる取組が継続
- 都市緑化活動：864件実施 → 県民参加の緑づくりに延べ5万人以上が参加
- 環境活動・学習等推進：330件実施 → 延べ25万人以上が参加
- 普及啓発（木の香る都市づくり）：31件実施 → 木材の良さを効果的にPRできる取組が増え、民間建築物の木造化や内装の木質化等が進展

### 2 第2期事業計画の前半における課題と考慮すべき事項

「第4章 県民や事業関係者等の意識」の「1 アンケート調査」結果では、大多数の県民や事業関係者があいち森と緑づくり事業を高く評価し、その継続が必要であるとの意向が示されています。

また、「2 事業に対する意見、要望等」の「(1) 事業関係者（市町村、業者、事業実施団体）」では、事業の継続（このまま続けた方が良いや、内容を変えて続けた方が良い）が強く望まれている上に、様々な要望や意見が出されています。

加えて、「(2) あいち森と緑づくり委員会」では、事業の目標を達成するために効率的・効果的に行えるよう、様々な意見や提案をいただいています。

一方、あいち森と緑づくり税や事業の認知度が依然として低いため、事業の継続に当たっては、県民への一層の周知や理解促進を図りながら進める必要があります。

これらのことから、〈第2期事業計画での課題や意見等〉と〈課題や意見等への考慮すべき事項〉を整理し、次のとおりとりまとめました。

<第2期事業計画での課題や意見等>

人工林  
(間伐)

- 林業活動では整備が困難な人工林の間伐の推進
- 防災・減災対策の実施は重要であり、継続を求める県民の声が多い
- 間伐材を有効利用し、カーボンニュートラルへの貢献が必要
- 小規模な林業経営体へ支援が必要

人工林  
(次世代)

- 公益的機能を持続的に発揮させるためには、人工林の若返りと獣害対策や保育が必要
- 花粉症対策苗木の確保や、獣害対策効果を持続させることが必要

里山林

- 活動団体会員の高齢化と、それに伴う活動の停滞が懸念
- 協定期間が20年間と長く、活動団体の負担が大きい
- 事業の要望が多く、要望から事業完了までの期間が長期化

都市の緑

- 事業活用により、緑化の質・量の向上及び県民の都市緑化に対する普及啓発効果が認められる
- 都市緑化事業を継続する必要があるが、同事業に対して継続的な支援が求められている
- 事業が一層活用され、かつ実施効果を高める検討が必要

環境活動・学習等推進

- 若年層を中心により多くの県民参加を促すため、新しい取組も含め様々な団体に広く事業を行っていただくことが必要
- 交付金利用団体にとって、より利便性が高い制度にすることが必要
- 地域本来の自然環境を保全・再生してつなげていくことが必要

普及啓発等

- 愛知県木材利用促進条例の制定に伴い、民間建築物等での木材利用のニーズが高い
- あいち森と緑づくり事業の認知度が依然として低調

<課題や意見等への考慮すべき事項>

- 防災・減災対策やライフライン確保に関する県民ニーズに向けて引き続き対応
- 道路沿いの間伐材を積極的に搬出し、有効利用を推進
- 小規模な林業経営体が間伐できる事業やサポートの検討

- 主伐再造林による人工林の若返りと確実な獣害対策の推進
- 手入れ不足のまま高齢化した人工林への対策
- 補助対象苗木の種類の見直しを検討

- 活動団体の現況を把握し、自治会等との連携・協働を促す
- 協定内容の見直しを検討
- 要望に応えられるよう対策を検討

- 引き続き、都市の緑を守り、育てる取組を推進
- 緑化イベントの開催など、効果的な普及啓発を実施
- 事業成果を幅広く周知するなど、事業が一層活用され、実施効果を高める手法を検討

- 当事業について幅広く周知し、環境活動等の取組を一層促進
- 引き続き、団体の取組を支援するとともに、団体にとって利便性が高い制度となるよう改善を検討
- 多様な主体が連携した生態系ネットワークの取組を拡充

- 木材利用のニーズに応じ、PR効果の高い施設が増えていくよう対策を検討
- SNSを活用し、世代に対応した情報を発信する方法を検討

### (1) 人工林整備事業（間伐）

- 道路及び河川や集落周辺への防災・減災対策やライフライン確保に対するニーズが依然として高いため、関係する機関とともに、引き続き防災・減災対策に繋がる森林整備を重点的に取り組むことが必要です。
- 人工林整備事業の実施に伴い発生する間伐材については、安全な場所へ移動させるなど、防災・減災対策を図るとともに、SDGsに向けた取組とカーボンニュートラルに貢献するため、積極的な有効利用に取り組むことが必要です。
- 小規模な林業経営体や自伐林家等（以下「小規模林業経営体」という。）担い手の新規参入を促進するため、補助事業による間伐を検討する必要があります。また、事業を円滑に推進するために、手続きに不慣れな小規模林業経営体へサポートができるよう検討します。

### (2) 人工林整備事業（次世代森林育成）

- 森林の持つCO<sub>2</sub>の吸収能力を高めていくには、主伐再造林を行い、成長力が旺盛な人工林への若返りを促進するとともに植栽木への防護効果の高い獣害対策を講じる必要があります。
- 手入れ不足のまま高齢化し、主伐しても採算が合わない人工林への対策に取り組むよう検討します。
- 通常の苗木より花粉が少なく成長の優れたエリートツリー等、新たな苗木の供給体制の整備が進められており、補助対象苗木の見直しを検討します。

### (3) 里山林整備事業

- 活動団体が安心して地域活動を継続できるよう、団体の現況を把握し、自治会等との連携・協働を促すとともに、協定内容の見直しを検討します。
- 里山林整備に対する県民のニーズは高く、市町村から多くの要望が寄せられているので、要望に応えられるよう対策を検討します。

### (4) 都市緑化推進事業

- 本事業の活用により、緑化の質・量の向上及び県民の都市緑化に対する普及啓発効果が現れている。今後も都市緑化を推進するため、継続的な支援が求められていることから、引き続き、都市の緑を守り増やす事業や、緑化イベントの開催など効果的な普及啓発を行うことが必要です。
- その上で今後の方向性として、本事業がより一層活用され、実施効果を高める手法についても検討を進めることが重要です。

## **(5) 環境活動・学習等推進事業**

- 新規の団体の事業への参加を促し、より多くの県民が環境活動等に参加できるように、積極的に情報を発信していくとともに、団体にとって利便性が高い制度となるように検討していく必要があります。
- 「あいち生物多様性戦略 2030」を踏まえ、各協議会の活動内容を紹介するパンフレットをリニューアルし、積極的に情報を発信していくことで、今後も各協議会の新規加入団体の増加に努め、さらなる生態系ネットワークの取組を拡充していくよう努める必要があります。

## **(6) 普及啓発（木材利用）**

- 後述する「(9) 第2期事業計画開始後の変化等」のア及びイのとおり、木材利用を取り巻く環境が変化し、民間分野における木材利用への関心が高まっています。この機を逃さず、木材利用を更に推進していくため、木材の PR 効果の高い施設が増えていくよう積極的に支援できる対策を検討します。

## **(7) 普及啓発**

- あいち森と緑づくり税及び事業の認知度が依然として低いため、各世代に対応した発信ツールを工夫するなど効果的に周知する必要があります。
- イベントなどの取組やパンフレットは、県民が興味を持ち易く内容を理解し易いよう、デザイン等の専門家を活用する必要があります。

## **(8) その他**

- 市町村が行う森林環境譲与税を活用した事業と、引き続き調整しながら進めていく必要があります。

## **(9) 第2期事業計画開始後の変化等**

### **ア SDGsで掲げる目標（ゴール）への取組とカーボンニュートラルへの貢献**

「温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」カーボンニュートラルの取組は、SDGsで掲げる目標（ゴール）の達成に欠かすことができません。あいち森と緑づくり事業は森と緑の持つ公益的機能の発揮を目的とした取組であり、事業を実施することで持続可能な社会に大きく貢献できます。

## イ 愛知県木材利用促進条例及び木材利用の促進に関する基本計画

県内の林業及び木材産業の自立的な発展、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに循環型社会の形成に資するとともに、快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とした「愛知県木材利用促進条例」が、2022年4月1日に施行されました。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び愛知県木材利用促進条例に基づき、「木材利用の促進に関する基本計画」（計画期間：2022年度から2025年度までの4年間）が新たに策定されました。

あいち森と緑づくり事業は、森と緑の持つ公益的機能の発揮を目的とした取組ですが、第70回全国植樹祭の開催理念を継承することと上述の取組を加速させるため、木材利用の促進を踏まえた事業展開が必要です。

- 木造・木質化・木製品の利用により木に触れる機会の拡大
- 木材利用により森林への関心を高める
- 公共施設や民間施設等への木材の利用
- 間伐材、木質資源の有効活用

### 第70回全国植樹祭 開催理念

私たちは、「木材の利用」を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力のある「森林づくり」と「都市づくり」を進めていきます。

## ウ 事業実施時における県と中部電力グループとの連携

県民の安全・安心な暮らしのために、愛知県と中部電力株式会社は「災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定」を2020年8月4日に締結しました。また、平時において一層の連携を図るために、愛知県と中部電力パワーグリッド株式会社は「あいち森と緑づくり森林整備事業に係る移設工事費に関する覚書」を2020年12月7日に取り交わしました。

これら新たに加わった協力体制で、一層の連携を図りつつ事業を実施していく必要があります。

## (10) 事業の進め方

- 環境学習、現地見学や体験・体感ができるイベントなど、県民参加の取組に加え、各事業における取組や成果を積極的に情報発信する機会をつくるなど、さらに多くの県民の理解や参加を促進させる必要があります。
- 森と緑づくりの取組を契機に、自主的な活動や地域づくりの動きも出ています。森と緑づくりを将来につなげ効果的なものとするために、地域づくりと連携した事業展開等の検

討も必要です。

- 事業計画に基づき透明性を確保し、適正・確実に事業を実施しなければなりません。そして、事業を進めていく中で県民等のニーズと事業の目的を確認しながら状況に応じて改善を加えていくことも必要です。